

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成28年(2016年)1月21日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 1月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 1月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】主債務者が反社会的勢力でないという信用保証協会(上诉人)の動機は,要素の錯誤でないと言われたが,金融機関(被上诉人)が反社勢力調査義務を尽くしていない場合は保証契約違反を構成するとして,この点の免責抗弁を尽くさせるため,差し戻された事例(平成28年1月12日最高裁平成26年(受)第1351号)

【2】上诉人は金融機関であり,被上诉人が信用保証協会である以外は,本号上記【1】と一部同旨(平成28年1月12日最高裁平成26年(受)第266号)

【3】本号上記【2】と同じ(平成28年1月12日最高裁平成26年(受)第2365号)

【4】主債務者が反社会的勢力でないという信用保証協会(被上诉人)の動機は,要素の錯誤を構成しないとされ,上诉人(金融機関)の保証債務の履行請求が認められた事例(平成28年1月12日最高裁平成26年(受)第1195号)

【5】被相続人が単身で身寄りが無く,被相続人の従姉の養子である原告人が被相続者と生前継続的な親戚づきあいがあり,その死後も法要や屋敷の維持管理に一定の労力と費用をかけてきたとしても原告人を相続財産の分与を認める特別縁故者とは認められないとされた事例(平成26年1月15日東京高裁平成25年(ラ)第2433号)

【6】Xは本件通路沿いに店舗を構え通路を事業活動に使用していたが,Yが通路上に車止ブロック等を設置したため通行を妨害されたとして妨害排除,本件工作物の撤去等を求めた事案。請求を棄却した原判決を変更し,本件通路はXの日常生活上不可欠として請求を認容(平成26年12月19日大阪高裁平成26年(ネ)第930号)

【7】Xは実弟に対し遺産確認訴訟を提起したが,かつてXの代理人としてXから手紙(本件文書)を受取っていた弁護士Yが実弟の代理人となり,本件文書を証拠として提出したため,Xが慰謝料100万円(人格権侵害)を請求,本判決は10万円の支払を命じた(平成27年6月18日広島高裁平成26年(ネ)第338号)

【8】カラオケ店舗及び敷地とその駐車場土地につきその各不動産の所有権を取得したXが同不動産の明渡しを求めた事案。借地借家法の適用がある本件建物の一方的解約は不当であり,駐車場土地の更新拒絶も権利の濫用であるとしてXの請求を退けた原判決を正当とした(平成27年8月27日福岡高裁平成27年(ネ)第257号)

【9】マンションの管理組合の代表者(その後死亡)により集金された管理費等の額及び用途を証明する証拠が不足していたところ,裁判所が代表者死亡時までの私的費消額を推認し不法行為の成立を認め管理組合の請求を一部認容し代表者の法定相続人に賠償を命じた事例(平成27年3月13日東京地裁平成25年(ワ)第16910号)

【10】破産者Aの破産管財人が,Aの兄Yに対しその父Bの死亡に伴う遺産分割協議のうち法定相続分を超えて遺産を取得すると合意された部分が無償行為に当たるとして超過取得部分相当額等の支払を求めたが,否認の対象とは認めがたいとして請求が棄却された事例(平成27年3月17日東京地裁平成24年(ワ)第29116号)

【11】弁護士が受任した遺言無効確認請求訴訟が棄却され遺留分減殺請求訴訟も遺留分の約3割の金額で和解した依頼者が,当該弁護士を遺留分減殺請求権の行使の助言その他の説明責任を怠ったとして損害賠償を請求した事案。弁護士の義務不履行を肯定し請求を一部認容(平成27年3月25日東京地裁平成23年(ワ)第41017号)

【12】終身年金保険契約の保証期間中の未払年金現価は,約款の規定上被保険者A死亡時の法定相続人へ支払われる。Aの妻Xは,全財産をXに相続させる旨のAの遺言を基に,同現価全額の支払等を保険会社に求めたが,相続財産に含まれないとして請求が棄却された事例(平成27年4月20日東京地裁平成26年(ワ)第1119号)

【13】B銀行のXの名義預金は亡父Aのものと異父兄弟Yらが主張し,BはXの払戻を拒否したためXは払戻訴訟を起し勝訴した。XはYらが然るべき確認をしていれば裁判の必要はなかったとして訴訟追行のための弁護士費用,慰謝料支払等をYらに請求したが棄却された(平成27年4月24日東京地裁平成26年(ワ)第24132号)

【14】普天間飛行場周辺住民による米軍機騒音被害損害賠償請求訴訟において,同飛行場に係る防衛施設周辺の生活

環境の整備等に関する法律所定の第一種区域内に居住する(していた)原告らに対する権利侵害ないし法益侵害があり「設置又は管理の瑕疵」があったとした(平成27年6月11日那覇地裁沖縄支部平成24年(ワ)第290号)

【15】申立人(妻)が別居中の夫に対し両者間の2人の子について申立人を監護者に指定することを求めた事案。実態的に共同監護のような状態にありそれで問題が生じていないことからいずれかを監護者として指定することは相当でないとし、申立人の申立てを却下した(平成26年8月15日大阪家裁平成25年(家)第7620号,平成25年(家)第7621号)

【16】婚姻費用分担申立事件において、夫は債務の存在を主張。裁判所は夫のその母への借金の返済は婚姻費用分担義務に優先しないと、二人の娘の学費、留学費等のために借入れた債務については算定表をもとに各種条件を考慮し月額合計7万円の支払を命じた(平成27年6月26日東京家裁平成27年(家)第3845号)
(知的財産)

【17】特許出願人である原告が拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消を求めた事案であって、引用発明に周知技術Aを適用すれば引用発明の課題を解決することができなくなるため阻害要因があるとして審決を取消した事例(平成27年12月17日知財高裁平成27年(行ケ)第10018号)

【18】特許権者である原告が、本件製品は公然実施されたものとした無効審決の取消を求めた事案。本件製品パッケージの「意図的に分解・改造したりしないでください。破損、故障の原因となります」との記載により公然実施でない旨を主張したが認められなかった(平成28年1月14日知財高裁平成27年(行ケ)第10069号)

【19】航空宇宙技術研究所(NAL)が研究開発を行っていた有人宇宙輸送システムのコンセプト「スペースプレーン」のシステム構成をイラストレーションにした原告が、同イラストに対する著作権を主張して争われた裁判で、その主張の根拠である創作性が否定された事例(平成27年12月25日東京地裁平成27年(ワ)第6058号)

【20】LG電子から液晶ディスプレイ事業を譲り受けた原告が、LG電子の技術顧問だった被告Aと原告の間で本件特許権又は特許を受ける権利を無償譲渡する契約が締結されたと主張し特許権の移転登録手続を求めた事案。同契約の成立が争点となり原告請求が認容された(平成27年12月25日東京地裁平成26年(ワ)第8174号)

(刑事法)

【21】検察官のした廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被告事件に係る刑事確定訴訟記録の閲覧申出の一部不許可処分を取消し、捜査報告書の一部閲覧を命じた原決定につき刑事確定訴訟記録法4条2項5号の解釈適用を誤った違法があるとしてその一部が取消された事例(平成27年12月14日最高裁平成27年(シ)第401号)

【22】被告人はA社の国への補助金交付申請業務を代理したが申請に不正があったと認定された。これに対しA社から独立して業務を行った被告人は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律32条1項にいう「代理人」に当たらないと主張して上告したが棄却された(平成27年12月14日最高裁平成26年(あ)第1483号)

【23】検察官が被告人の取調状況を録音・録画したDVDを証拠として開示するに当たり、弁護活動終了後DVDデータを消去することの条件に対し、弁護人が同条件を付さない証拠開示命令を申立てたが、高度のプライバシーに関する供述が含まれている等として申立を棄却(平成25年10月15日大阪地裁平成25年(む)第3307号)

(公法)

【24】米国デラウェア州の法律に基づいて設立されたリミテッド・パートナーシップ(LPS)が実施した事業の損益がLPSに帰属するかその構成員に帰属するか、又それが日本の租税法上の法人に当たるかが争われたが、LPSは法律行為の当事者として権利義務の帰属主体と判示(平成27年7月17日最高裁平成25年(行ヒ)第166号)

【25】固定資産税等の賦課徴収を怠ったとして元市長への損害賠償請求等を求める住民訴訟において、原審の当該土地につき自治会又は町会が固定資産税の納税義務者に当たるとの認定は、地方税法の解釈適用に誤りがあるとして、本件を原審に差戻した(平成27年7月17日最高裁平成26年(行ヒ)第190号)

(社会法)

【26】被告(財団法人)との間で力士所属契約を締結した原告(力士)が、懲戒処分としての解雇無効を主張し、大関であることの確認及び未払賃金等の支払いを求めるなどした事案。原告の野球賭博行為等を理由になされた本件解雇は相当として請求を棄却(平成25年9月12日東京地裁平成23年(ワ)第12298号)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最三判平成28年1月12日 最高裁HP

平成26年(受)第1351号 保証債務請求事件(破棄差戻)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/594/085594_hanrei.pdf

(裁判要旨)

1 (法務速報177-2,177-3,177-4の裁判要旨と同旨)信用保証協会と金融機関との間で保証契約が締結され融資が実行された後に主債務者が反社会的勢力であることが判明した場合において、主債務者が反社会的勢力でないことという信用保証協会の動機は、それが明示又は黙示に表示されていたとしても、当事者の意思解釈上、保証契約の内容となっていたとは認められず、保証契約の意思表示に要素の錯誤はないとされた事例

(理由)

主債務者が反社会的勢力でないことは、主債務者に関する事情の一つであって、これが当然に同契約の内容となっているということではできない。主債務者が反社会的勢力であることが事後的に判明した場合に、信用保証協会が保証債務を履行しない旨をあらかじめ定めていないことからすると、当該場合に保証契約の効力を否定することまでを金融機関及び信用保証協会の双方が前提としていたとはいえない。また、当該場合には、両者間の保証契約について、主債務者が反社会的勢力でないということがその契約の前提又は内容になっているとして当然にその効力が否定されるべきものともいえない。

2 金融機関が、保証契約を締結して融資を実行するのに先立ち、主債務者が反社会的勢力であるか否かについてその時点において一般的に行われている調査方法等に鑑みて相当と認められる調査をすべき義務に違反して、その結果、反社会的勢力を主債務者とする融資について保証契約が締結された場合には、保証契約の免責条項にいう金融機関が「保証契約に違反したとき」に当たる。

(理由)

信用保証協会は、公共的機関であり(信用保証協会法1条参照)、信用保証制度を維持するために公的資金も投入されている。また、政府の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等により、金融機関及び信用保証協会は共に反社会的勢力との関係を遮断する社会的責任を負っており、その重要性は、金融機関及び信用保証協会の共通認識であった。他方で、信用保証制度を利用して融資を受けようとする者が反社会的勢力であるか否かを調査する有効な方法は、実際上限られている。

(2) 最三判平成28年1月12日 最高裁HP

平成26年(受)第266号 保証債務履行請求事件(破棄差戻)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/595/085595_hanrei.pdf

(裁判要旨)(法務速報177-1 平成26年(受)第1351号裁判要旨1と同旨)

信用保証協会と金融機関との間で保証契約が締結され融資が実行された後に主債務者が反社会的勢力であることが判明した場合において、主債務者が反社会的勢力でないことという信用保証協会の動機は、それが明示又は黙示に表示されていたとしても、当事者の意思解釈上、保証契約の内容となっていたとは認められず、保証契約の意思表示に要素の錯誤はないとされた事例

(理由)

主債務者が反社会的勢力でないことは、主債務者に関する事情の一つであって、これが当然に同契約の内容となっているということではできない。主債務者が反社会的勢力であることが事後的に判明した場合に、信用保証協会が保証債務を履行しない旨をあらかじめ定めていないことからすると、当該場合に保証契約の効力を否定することまでを金融機関及び信用保証協会の双方が前提としていたとはいえない。また、当該場合には、両者間の保証契約について、主債務者が反社会的勢力でないということがその契約の前提又は内容になっているとして当然にその効力が否定されるべきものともいえない。

(3) 最三判平成28年1月12日 最高裁HP

平成26年(受)第2365号 貸金等請求事件(破棄差戻)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/596/085596_hanrei.pdf

(裁判要旨)(法務速報177-1 平成26年(受)第1351号裁判要旨1と同旨)

信用保証協会と金融機関との間で保証契約が締結され融資が実行された後に主債務者が反社会的勢力であることが判明した場合において、主債務者が反社会的勢力でないことという信用保証協会の動機は、それが明示又は黙示に表示さ

れていたとしても、当事者の意思解釈上、保証契約の内容となっていたとは認められず、保証契約の意思表示に要素の錯誤はないとされた事例

(理由)

主債務者が反社会的勢力でないことは、主債務者に関する事情の一つであって、これが当然に同契約の内容となつていくということとはできない。主債務者が反社会的勢力であることが事後的に判明した場合に、信用保証協会が保証債務を履行しない旨をあらかじめ定めていないことからすると、当該場合に保証契約の効力を否定することまでを金融機関及び信用保証協会の双方が前提としていたとはいえない。また、当該場合には、両者間の保証契約について、主債務者が反社会的勢力でないということがその契約の前提又は内容になっているとして当然にその効力が否定されるべきものともいえない。

(4) 最三判平成28年1月12日 最高裁HP

平成25年(受)第1195号 貸金返還請求事件(破棄自判)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/597/085597_hanrei.pdf

(裁判要旨) (法務速報177-1 平成26年(受)第1351号裁判要旨1と同旨)

信用保証協会と金融機関との間で保証契約が締結され融資が実行された後に主債務者が反社会的勢力であることが判明した場合において、主債務者が反社会的勢力でないことという信用保証協会の動機は、それが明示又は黙示に表示されていたとしても、当事者の意思解釈上、保証契約の内容となっていたとは認められず、保証契約の意思表示に要素の錯誤はないとされた事例

(理由)

主債務者が反社会的勢力でないことは、主債務者に関する事情の一つであって、これが当然に同契約の内容となつていくということとはできない。主債務者が反社会的勢力であることが事後的に判明した場合に、信用保証協会が保証債務を履行しない旨をあらかじめ定めていないことからすると、当該場合に保証契約の効力を否定することまでを金融機関及び信用保証協会の双方が前提としていたとはいえない。また、当該場合には、両者間の保証契約について、主債務者が反社会的勢力でないということがその契約の前提又は内容になっているとして当然にその効力が否定されるべきものともいえない。

(5) 東京高決平成26年1月15日 判例タイムズ1418号145頁

平成25年(ラ)第2433号 特別縁故者に対する相続財産分与申立却下審判に対する抗告事件(抗告棄却)

被相続人の従姉の養子である原告人が、原告人と被相続人とは本件と分家の関係にあること、生前、被相続人と継続的な親戚づきあいがあったこと、生前、被相続人から後事を託されたこと、被相続人の死後、被相続人の葬祭や被相続人宅の庭木の維持管理をしたなどとして、被相続人の特別縁故者として相続財産の分与を求めた事案において、原審が申立を却下したため、原告人が抗告した。

抗告審は、被相続人が単身で身寄りが無く、原告人が被相続人の死後、被相続人の法要や被相続人宅の庭木等の維持管理のため一定の労力と費用をかけ、今後も継続する意思を有していることなど、被相続人の境遇や被相続人の死後の原告人の貢献を加えて検討しても、原告人の被相続人との生前の交流の程度に鑑みると、原告人を特別縁故者と認めることはできないとして抗告を棄却した。

(6) 大阪高判平成26年12月19日 判例時報2272号49頁

平成26年(ネ)第930号 通行妨害排除請求控訴事件(一部変更(上告・上告受理申立て))

Xは、本件通路(Yの所有地である幅員約2.2メートルの道路で、この道路により東西に所在する公道に至ることができる)に接する場所に店舗をもうけ、先代から冰雪販売業を営み、氷の搬入、搬出等のために本件通路を使用していたところ、Yが通路上に本件工作物(車止めブロック、自動販売機等)を設置したことにより通行を妨害されたとして、Yに対し人格的権利に基づく妨害排除請求及び同予防請求に基づき本件工作物の撤去と通行妨害予防を求めた。

一審は、本件通路は2項道路に指定されていることは認めしたがXは現在も営業を継続しているから本件通路を通行できなくなったことでXの日常生活上不可欠の利益が害されているとはいえないとして請求を棄却した。

本判決は、二項道路の通行妨害と妨害排除請求に関する最高裁判決(最一平成9年12月18日)を前提とし、Xが本件通路を貨物自動車等で通行する営業上の利益を有するところ、その利益はXの日常生活上不可欠なものといえ、他方、YはXの通行利益を上回る著しい損害を被るとは認められないなどと判断し、原判決を変更しXの請求を認容した。

(7) 広島高判平成27年6月18日 判例時報2272号58頁

平成26年(ネ)第338号 損害賠償等請求控訴事件 一部変更(確定)

Xは、昭和56年頃、弁護士Yに妻との離婚をめぐる紛争の解決を依頼し、昭和57年に協議離婚する旨の調停が成立した後も子との面接交渉等について法律相談を依頼し、平成3年に家族関係についての相談事項を記載した手紙等(本件文書)をYに送付するなどした。その後、Xは、平成22年、Xの実弟らを相手方として遺産確認訴訟を提起(別件訴訟)し、Yは実弟から依頼を受けて代理人となったが、その別件訴訟において本件文書を証拠として提出して書証の申出をし、取り調べが行われた。そこでXは、Yの行為がXの人格権を侵害する不法行為に当たるとしてYに対し慰謝料100万円の他手紙の引き渡し等を求める訴訟を提起した。一審は、Xの被った精神的苦痛が社会通念上受忍すべき限度を超えて金銭賠償を命じることによって償わせなければならない程度に達しているとはいえないとしてXの請求を棄却したためXが控訴した。

本判決は、本件文書は、私生活上の秘密にあたり、別件訴訟において書証として提出することについて正当な理由があったと認めるに足りる証拠はない等を理由に人格権を違法に侵害したものであり不法行為に基づく損害賠償責任を負うべきであるとして慰謝料10万円の支払いを認容した。なお、XY間の委任契約は遅くとも平成3年中には終了し、終了から10年以上経過していることから委任契約終了に伴う本件文書の返還請求権が発生していたとしても既に時効により消滅したとして本件文書の返還請求については棄却した。

(8) 福岡高判平成27年8月27日 判例時報2274号29頁

平成27年(ネ)第257号 土地建物明渡請求控訴事件(控訴棄却(確定))

カラオケ店舗及び敷地とカラオケ店舗駐車場用の土地について、前所有者とYの間でそれぞれ賃貸借契約を締結していたところ、各不動産の所有権を取得して賃貸人の地位を承継したXが、Yに対し、主的に所有権に基づき、建物及び土地の明渡しを求め、予備的に賃貸借契約の解約に正当理由があるとしてその明け渡しを求めた事案。

原審は、本件建物の賃貸借はカラオケ営業の目的に使用されるため借地借家法の適用があるが、解約の申し入れには正当の事由がないから、本件建物の明渡しは理由がなく、駐車場の土地の賃貸借には借地借家法の適用がないが、その明渡し請求は権利の濫用として許されないなどと判断し、Xの本訴請求を棄却し、Xが控訴した。本判決も、駐車場の土地の賃貸借契約については更新拒絶を認めなかったとしても、かかる土地のみでは利用価値は低く、各不動産を一体として利用することが社会経済上望ましい、当事者の合理的意思に合致する上、その賃料が適正でない場合には賃料増額請求を行うことも可能なものであり、Xに特段の不利益はないから、カラオケ店舗の賃貸借が終了していないにもかかわらず、駐車場の土地について更新拒絶をすることは権利の濫用と言うべきであり、駐車場の土地の賃貸借は更新されて、期間の定めのない契約となったと解するのが相当であるなどと補正するほか、原判決の判断の通りであるから、これを引用するとし、原判決は正当であると判断して、Xの控訴を棄却した。

(9) 東京地判平成27年3月13日 判例時報2273号88頁

平成25年(ワ)第16910号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

自主管理が行われていたマンションの管理組合の代表者(その後死亡)による管理費等の費消につき、不法行為責任の成否、費消額が問題となった事案で、代表者が途中から長年にわたって収支報告を行っていないなど、代表者による管理費等の集金額、管理組合のための支出の用途・額を証明する証拠が不足していたところ、裁判所が、マンションの区分所有者ごとに支払った管理費等を推認するなどし、また、各支出につき証拠に基づきあるいは推認するなどした上、収支が適正に記録されていた時点の金額を基準として代表者の死亡時までの私的な費消額を推認し、不法行為の成立を認め、管理組合の請求を一部認容し、代表者の法定相続人に対し賠償を命じた事例。

(10) 東京地判平成27年3月17日 金法2032号93頁

平成24年(ワ)第29116号 否認請求事件(請求棄却)

本件は、破産者Aの破産管財人Xが、Aの兄であるYに対し、Aの父Bの死亡に伴って行われた遺産分割協議のうち、Yが法定相続分を超えて遺産を取得すると合意された部分がAの支払停止前6か月以内の無償行為に当たるとして、破産法160条3項に基づく否認権を行使するとともに、同法168条4項に基づき、上記超過取得部分相当額9256万6440円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求める事案である。

本判決は、民法906条は個別的な事情を考慮することによって共同相続人間の実質的公平を実現した遺産の配分をすることを期待しているものと解されること、遺産分割は審判のみならず、共同相続人間の合意によっても行うことができ、この場合には具体的相続分とは異なる割合での分割を妨げられないことに鑑みると、法定相続分または具体的相続分を超えた遺産の取得を合意した遺産分割が直ちに無償性を肯定されると解するのは相当とはいえず、無償性を認めるには、当該遺産分割において考慮された個別具体的な事情を検討し、これらを総合的に考慮しても当該遺産分割が共同相続人間の実質的公平を実現するものとはいえないと認められた場合であることが必要であると判示した。そして、本件における個別具体的な事情の検討としては、本件遺産のうちの主要部分である土地は、Bが家督相続

により取得した土地であり、代々庄屋として農業を営んできた歴史的経緯から歴代の当主に受け継がれてきたものであること、Bにおいて、Yに本件遺産のほとんどを相続させる代わりに、Aには独立して生計を営むのに十分な経済的利益を与えていたこと、Yは当主として菩提寺を含む複数の寺社や地域社会に貢献すべく、相当な経済的負担を負う必要があることなどからすれば、Yに法定相続分を超える財産を取得させる遺産分割協議をすることが共同相続人間の実質的公平を実現するものとはいえない場合には当たらず、無償行為として否認の対象となるとは認め難いとした。

(11)東京地判平成27年3月25日 判例時報2274号37頁

平成23年(ワ)第41017号 損害賠償請求事件(本訴一部認容、一部棄却、反訴棄却(控訴))

被相続人が死亡する3日前に、3人の子のうちの1人に一切の財産を相続させる旨の遺言を残していたことについて、弁護士が他の子2人(以下、「依頼者ら」という。)から依頼を受け、遺言無効確認請求訴訟の追行等を受任したところ、1審判決において依頼者らの請求は棄却され、控訴審において和解協議がすすめられたが、結果として控訴棄却の判決がなされ、依頼者らは遺留分減殺請求訴訟を提起したが、遺留分の3割程度の金額で和解が成立した。依頼者らは、弁護士に対し、遺留分減殺請求権の行使の助言を怠った、遺言書に基づく権利行使等を禁止する旨の仮処分の担保の説明を怠った等として債務不履行に基づき損害賠償を請求した。

裁判所は、遺留分減殺請求権は遺言書の検認が行われた日から一年後に消滅時効が完成するところ、その消滅時効期間の満了が迫る中、遺言無効確認請求訴訟の審理の中で筆跡鑑定の結果が明らかになり、遺言が有効であるとの判決がなされる可能性が相当程度生じた状況からすれば、遺留分減殺請求権の行使につき助言して検討を求め、依頼者らの意向を確認する義務があったのに、これを怠り、また、仮処分の申立てに当たり、同確認訴訟において敗訴した場合に担保を取り戻すことができなくなる可能性について正確に説明する義務があったのに、これを怠り、また、同確認訴訟の控訴審の和解勧告による和解協議において、遺言が有効であることを前提とする和解に応じる余地も十分にあり得る旨の助言をすべき義務があったのに、これを怠り、さらに、同和解協議において遺留分減殺請求権の消滅時効が既に完成していると判断される可能性が高いことを説明すべき義務があったのに、これを怠ったとし、弁護士の債務不履行を肯定し、依頼者らの遺留分相当額から遺留分減殺請求訴訟の和解金として取得できた金額を控除した金額を損害と認めた。また、代理人として期待される役割を十分に果たさなかったことから精神的苦痛を被ったとして慰謝料を損害として認め、仮処分の担保の説明義務違反による損害については、原告らが遺言無効確認請求訴訟に敗訴するとは考えていないため、担保を取り戻すことが出来なくなることを知ったとしても仮処分申立を止めたとは認めがたいとして、因果関係を否定して、依頼者らの請求を一部認容した。なお、名誉毀損を理由とした損害賠償請求の反訴が提起されているが反訴請求は棄却された。

(12)東京地判平成27年4月20日 金法2033号86頁

平成26年(ワ)第1119号 未払年金支払請求事件(請求棄却)

Xの夫であるAが生命保険会社であるYとの間で締結した保証期間付終身年金保険契約において、年金受取人は被保険者Aであり、年金支払開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に死亡した場合には保証期間中の未払年金の現価を被保険者Aの死亡時の法定相続人に支払う旨の約款の条項があった。Aは、本件契約の年金支払開始日から2年余を経過した時点で死亡したが、公正証書遺言により、Aの相続開始時に同人が有するすべての財産を妻であるXに相続させる旨の遺言をしていた。XはYに対し、本件契約に基づく未払年金現価の全額を自己に支払うよう請求したところ、Yは、上記約款の条項を引用した上で、Xの請求に応じず、その後、Xの請求が未払年金現価のうちXの法定相続分(4分の3)相当額の支払請求を含むものとして、当該金額を法務局に供託した。そこで、Xは、Yに対し、主位的請求としては、本件契約において保証期間中に被保険者Aが死亡した場合の未払年金現価の請求権は上記遺言によりXに帰属し、上記約款の条項は遺言による財産処分自由等を著しく制約すること等から公序良俗に反して無効であり、また、Yの担当者がAに対し同条項について契約締結に際し説明しなかったことから、Yが同条項を理由にXの請求を拒むことは信義則上許されないとし、本件契約に基づき、当該未払年金現価の全額の支払いを求め、予備的請求としては、Yの説明義務違反の不法行為に基づき、当該未払年金現価のうちXの法定相続分を除く部分に相当する額の損害賠償の支払いを求めて訴えを提起した。

本判決は、まず、本件契約において保証期間中に被保険者Aが死亡した場合の未払年金現価の請求権はXに帰属する旨の同人の主張について、当該未払年金現価の請求権が被保険者Aの死亡という保険事故により発生する保険金請求権であり、年金受取人が被保険者Aである場合の同請求権は、被保険者Aが取得してその死亡により相続されるというものではないとした上、本件契約に係る約款によれば、当該未払年金現価の受取人はAの死亡時の法定相続人ということになると判示した。次に、本件契約の申込書に「保険契約者は貴社の定款・普通保険約款と特約条項および保険料率を承知のうえ、被保険者の同意を得て保険契約を申し込みます」との記載があり、未払年金現価の受取人を被保険者の死亡時の法定相続人と定めることが合理性を有し、不意打ちとならないとした。また、保険金の受取人の指定や変更は保険契約の内容をどのように定めるかという問題にすぎず、遺贈や相続が制約されることを理由とする公序良俗違反の主張はその前提を欠くとしたうえ、Yの担当者が本件契約を締結した際、Aに上記約款の内容を説明しな

ったとしても、YがXの請求を拒むことが信義則上許されないとはいえないとした。また、Yの説明義務違反の不法行為に基づく損害賠償請求の主張についても、本判決は、Xの主張に係る説明義務を認めることはできないとして、これを否定した。

(13)東京地判平成27年4月24日 金法2033号81頁

平成26年(ワ)第24132号 損害賠償請求事件(請求棄却)

Xは、同人名義の普通預金口座に係る預金につき払戻請求をしたが、Yら(Xとは異父兄弟)が当該預金債権はYらの亡父Aに帰属していたものであるなどとB銀行に告げたために、B銀行から上記預金の払戻請求を拒絶された。本件預金口座開設当時の資料は既に廃棄されていて銀行においても発見できず、本件預金口座の通帳および届出印は、Yらの亡父Aの生存中、同人が保管管理しており、同人死亡後もXには引き渡されてはいなかった。また、本件預金口座にはXの不動産所得の税務申告額と同額が入金されたり、Xの医療費に充てるための金員の出金がされたりしていたが、そのほかにXの知らない入出金も多数あった。このため、Xは、B銀行を被告として本件預金債権の払戻請求の訴えを弁護士に委任して提起し、同訴訟についてX勝訴の判決が言い渡された。本件は、XがYらに対し、YらがXに対し本件預金口座の内容を質問し調査していれば、本件預金口座にXが取得すべき家賃分配分やXの高額医療費負担などの入出金が行われていることが判明し、本件預金債権がXに帰属するものであることはいとも簡単にわかることであったなどと主張し、上記Yらの行為は不法行為であるとして、B銀行に対して提起した預金払戻請求訴訟追行のための弁護士費用、貼用印紙代および慰謝料の合計254万円およびこれに対する遅延損害金の支払いを求める事案である。

本判決は、本件預金債権の帰属がXであることが裁判所による認定判断を経るまでもなく誰の目から見ても明らかであったなどということではできないとして、YらがXに対し本件預金口座の内容を質問し調査していれば、本件預金債権がXに帰属するものであることはいとも簡単にわかることであったというXの主張を排斥し、Yらに過失があったということではできないとした。その上で、Yらの行動は普通預金債権が遺産に属するか否かについて争いがある場合に一方相続人が採る行動として社会的に逸脱した違法なものであるということではできず、Xに対する関係で不法行為を構成しないと判示した。

(14)那覇地裁沖縄支部判平成27年6月11日 判例時報2273号9頁

平成24年(ワ)第290号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))(普天間基地損害賠償訴訟第一審判決)

アメリカ合衆国が管理する普天間飛行場周辺の住民が同飛行場に離着陸する航空機が発する騒音により各種被害を受けている旨主張し、民事特別法2条に基づき損害賠償請求をした事案において、裁判所は、普天間飛行場の供用が第三者に対する関係において違法な権利侵害ないし法益侵害と評価される限り、同条の「設置又は管理の瑕疵」があるとした上で、同違法な権利侵害ないし法益侵害となるか否かについては、侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に考察して判断すべきであるとし、各点をそれぞれ検討し、総合的に考察した結果として、請求期間内に普天間飛行場に係る防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律所定の第一種区域(本件コンター、航空騒音量の評価単位であるWECPNLによって表される数値が75以上85未満の区域)内に居住し又は居住していた原告らに対する関係で違法な権利侵害ないし法益侵害と評価されるとして、民事特別法2条の「設置又は管理の瑕疵」があるとしたが、本件コンター外に居住する原告らについては、同程度の騒音に暴露されたものと推認することはできないし損害の立証もない、とした。

(15)大阪家審平成26年8月15日 判例タイムズ1418号394頁

平成25年(家)第7620号、平成25年(家)第7621号 子の監護に関する処分(監護者指定)申立事件(却下、確定)

申立人(妻)が、別居中の相手方(夫)に対し、両者間の2人の子について申立人を監護者に指定することを求めた事案について、裁判所は、申立人と相手方のいずれが監護者としてふさわしいかについては積極的に判断せず、子らは相手方と同居しているが、申立人は相手方がいない時に訪ねて来て、子らの面倒を見たり、申立人宅につれて行ったりしており、申立人と相手方がほぼ同じ程度に子らの養育監護をしており、共同監護のような状態であるといえること、それで問題は生じていないことなどから、いずれかを監護者として指定することが相当でないとして、申立人の監護者指定の申立を却下した。

(16)東京家審平成27年6月26日 判例時報2274号100頁

平成27年(家)第3845号 婚姻費用分担申立事件(認容(確定))

X(妻)とY(夫)には、私立大学3年生の長女と私立大学1年生の次女があり、Yは、債務の存在を主張していた。裁判所はYのY母に対する借金の返済については、これが婚姻費用分担義務に優先するものとは言えないとし、娘達の学費、

留学費等のために借り入れた債務については、XもYと同じく借入をしているため、婚姻費用分担額の減額理由とはならないとし、長女は20歳を超えているが大学生であり、算定表の利用に当たっては15歳以上の未成熟子として考慮することが相当であるとして、いわゆる算定表をもとに月額2万円から4万円と算定した上で、算定表で考慮されている学校教育費等を超える部分については、長女の学費については、アルバイト収入や奨学金の貸与を受けていること、長女の年齢とYの経済状況も考慮して、私学費について加算するのは相当ではないと判断し、二女の学費についてX・Yの収入で按分すべきとして、Yに対し月額3万円を加算して負担すべきとし、月額合計7万円の支払いを命じた。

【知的財産】

(17)知財高判 平成27年12月17日 裁判所HP

平成27年(行ケ)第10018号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/557/085557_hanrei.pdf

特許出願人である原告が拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消を求めた事案であって、引用発明に周知技術Aを適用すれば引用発明の課題を解決することができなくなるため阻害要因があるとして、審決を取消した事案。

従来、サーバ装置から提供されるコンテンツデータは、端末装置の種類等の違いにかかわらず、同一の表示形式で提供されていたので、端末装置の画像解像度によっては、必ずしも提供されたコンテンツデータを適切に表示することができないという問題があった。その対策として、様々な種類の端末装置ごとに別々のコンテンツデータを製作(制作)し、それらのコンテンツデータを端末装置の種類ごとに分けてサーバ装置に用意しておく方法等があったものの、そのような方法においては、サーバ装置側に、バッチファイル等の複数の選択肢(例えば、バッチファイル等)をあらかじめ用意しておく必要があることから、端末装置の種類や機種が増加に伴って、サーバ装置側の製作負荷が膨大なものとなり、コストも増大するという問題がある。

そこで、引用発明は、これらの問題をいずれも解決すること、すなわち、端末装置の特性や能力等に応じて別々のコンテンツ及び選択肢を用意することなく、コンテンツのメンテナンスに要する負担やコスト等を軽減しつつ、端末装置に応じた最適なコンテンツを提示することができる情報提示装置の提供を課題とした。そして、引用発明は、前記課題解決手段として、ユーザに対して情報を提示する端末装置の表示画面サイズを含む端末情報を取得し、コンテンツを構成するページに対応する構造化データに規定された素材データの提示形式を、前記端末情報に基づいて前記端末装置に合った提示形式に調整した上で、前記素材データをフォーマット変換してXHTML文書とCSSから成るページデータを生成するという構成を採用した。

他方、周知技術Aは、端末装置の種類(通常画面サイズも異なる)に対応する複数のスタイルシート(CSS)をあらかじめ用意しておき、そのうちの1つを選択するようにすることであり、これは、前記従来技術の一例として挙げた「様々な種類の端末装置ごとに別々のコンテンツデータを製作(制作)し、それらのコンテンツデータを端末装置の種類ごとに分けてサーバ装置に用意しておく方法」と同様に、サーバ装置側に複数の選択肢をあらかじめ用意しておく必要があることから、端末装置の種類や機種が増加に伴って、サーバ装置側の製作負荷が膨大なものとなり、コストも増大するという問題を生じさせるものである。そして、この問題は、引用発明がその解決を課題とし、前記課題解決手段の採用によって解決しようとした問題にほかならない。

したがって、引用発明に周知技術Aを適用すれば、引用発明の課題を解決することができなくなることは明らかであるから、上記適用については、阻害要因があるものというべきである。

(18)知財高判平成28年1月14日 裁判所HP

平成27年(行ケ)第10069号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/603/085603_hanrei.pdf

特許権者である原告が、本件製品が特許出願日前から販売されており公然実施されたものであるとした無効審決の取消を求めた事案であって、本件製品のパッケージ裏面の「意図的に分解・改造したりしないでください。破損、故障の原因となります。」との記載により公然実施でない旨を主張したが、認められなかった事案。

原告は、本件製品の構成Fは本件製品を破壊しなければ知ることができないし、本件製品のパッケージ裏面の「意図的に分解・改造したりしないでください。破損、故障の原因となります。」との記載により、本件製品の分解が禁じられており、内部構造をノウハウとして秘匿するべく購入者による本件製品の分解を認めていないのであるから、本件製品の購入者は社会通念上この禁止事項を守るべきであり、警告を無視する悪意の人物を想定し、本件製品の破壊により分解しなければ知ることができない構成Fについて「知られるおそれがある」と判断することは特許権者である原告に酷である旨主張する。

しかし、本件製品のパッケージ裏面の前記記載は、その記載内容等に照らすと、意図的な分解・改造が本件製品の破損、故障の原因となることについて購入者の注意を喚起するためのものにすぎないといえる。本件製品のパッケージ裏面の意図的な分解・改造が破損、故障の原因となる旨の記載により、この記載を看取した購入者がそれでも

なお意図して本件製品を分解し、本件製品を破損・故障させるなどした場合については、販売者等に対し苦情を申し立てることができないということはあるとしても、この記載を看取した購入者に本件製品の構成を秘密として保護すべき義務を負わせるものとは認められず、そのような法的拘束力を認めることはできない。また、上記記載があるからといって、社会通念上あるいは商慣習上、本件製品を分解することが禁止されているとまでいうことはできず、秘密を保つべき関係が発生するようなものともいえない。仮に、原告が本件製品のパッケージ裏面に前記記載をした意図が購入者による本件製品の分解禁止にあったとしても、前記認定を左右するものではない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(19)東京地判平成27年12月25日 裁判所HP

平成27年(ワ)第6058号 著作権 民事訴訟(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/588/085588_hanrei.pdf

独立行政法人航空宇宙技術研究所(NAL)が研究開発を行っていた有人宇宙輸送システムのコンセプトである「スペースプレーン」のシステム構成を描いたイラストレーション(本件イラスト)の著作権を有すると主張する原告が、被告国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(被告JAXA)が、本件イラストのサイズを変更して展示用パネルを制作し、展示した行為等が、原告の著作権を侵害すると主張して、被告に対して本件イラストの複製又は翻案の差止めを求めた事案で、創作性を有する著作物であるかが争点となった。

スペースプレーンのシステム構成図として存在していたNALが研究成果を反映させて制作した構成図(NALシステム構成図)と、本件イラストとの相違点として認定することはできるものの、本件イラスト全体との関係からみてもごく僅かな修正・変更であって、これらの点をもって創作的表現が付与されたものとは認め難い。また、本件イラストが、NALシステム構成図と比較して若干明るく見えるとしても、これらの基本的配色が異なるものではなく、NALシステム構成図と本件イラストとの実質的同一性が失われるまでの相違点とは認め難い。したがって、本件イラストとNALシステム構成図との相違点は、いずれも、NALシステム構成図に新たな創作的な表現を付与するものとは認められない、として原告の請求は棄却された。

(20)東京地判平成27年12月25日 裁判所HP

平成26年(ワ)第8174号 特許権移転登録手続請求事件(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/587/085587_hanrei.pdf

LG電子から液晶ディスプレイ事業を譲り受けた原告が、LG電子の液晶ディスプレイ事業部門において技術顧問として勤務していた被告Aとの間に、被告Aが原告に対して本件特許権又は特許を受ける権利を無償で譲渡する旨の契約が締結されたと主張し、特許権の移転登録手続を求めた事案で、「Aと大林精工は、LG. Phillips LCD(原告の旧商号)が定める日程と方法に従って、下の[表]に記載された特許に関する全ての権利をLG. Phillips LCDに無償にて移転する。」と記載された本件合意書の案文にサインした被告Aと原告との間に、契約が成立したかが争点となった。

被告Aは、原告の知的財産権チームのシニアマネージャーであったCと面談し、同面談を受けてCにより作成された本件合意書の案文を、被告Aから取得した情報に基づいて関連する特許出願を行った大林精工の代表者Bを介して受領し、これに署名してBに返送し、その後、被告Aの署名のある本件サインページは、BからCに送付されたことが認められる。そうすると、被告Aは、Cが本件合意書の案文を送付することによりした契約の申込みに対し、Bを介してこれを承諾したものと認められ、本件合意書に従い、被告Aが原告に対して本件権利を無償で譲渡する旨の契約をしたものと認められる。

被告Aは、原告が、本件各特許権に係る発明が被告Aの職務発明でなく、したがって原告に帰属すべきものではないことを知りながら、被告Aに対し、特許を受ける権利の移転を求めており、この要求行為は原告の欺罔行為に当たると主張したが、原告は、大林精工が特許出願している液晶表示装置に関する複数の発明は、いずれも被告Aが原告在職中にした発明であり、かつ、その職務に属するものであるから、同発明に係る権利は原告が有するものと考えていたのであって、原告が、本件各特許権に係る発明が被告Aの職務発明でなく、原告に帰属すべきものではないことを知りながら、被告Aに対し、特許を受ける権利の移転を求めたという事実は認められない、として被告Aの主張を退け、原告の請求が認容された。

【刑事法】

(21)最三決平成27年12月14日 最高裁HP

平成27年(シ)第401号 検察官がした刑事確定訴訟記録の閲覧申出の一部不許可処分に対する準抗告の決定に対する特別抗告事件(一部取消,自判(一部抗告棄却))

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/548/085548_hanrei.pdf

(要旨)

検察官のした廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被告事件に係る刑事確定訴訟記録の閲覧申出の一部不許可処分を取り消し、原発事故により放出された放射性物質で汚染された木くずの移動経路、搬入先等を記載した捜査報告書の一部閲覧を命じた原決定について、刑事確定訴訟記録法4条2項5号の解釈適用を誤った違法があるとして、その一部が取り消された事例

(事案)

閲覧請求人が、平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故で放出された放射性物質に汚染された木材チップ(以下「本件木くず」という。)を滋賀県内の河川管理用通路に廃棄したという被告人に対する廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被告事件に係る刑事確定訴訟記録の一部である 被告事件の裁判書、滋賀県が河川敷進入のための鍵を貸与した経緯、本件木くず等について移動経路、保管状況等が分かる供述調書、報告書等、起訴状の閲覧請求をしたところ、同記録の保管検察官が、被告事件の裁判書、起訴状、確定審の検甲16号証(滋賀県が鍵を貸与した経緯等に関するもの)につき閲覧を許可する一方、木くずの移動経路、保管状況等が分かる供述調書、報告書等の部分については、法4条2項5号の閲覧制限事由に該当するとして、閲覧不許可としたため、閲覧請求人が準抗告を申し立てた。

原決定は、主文第1項において、保管検察官の閲覧一部不許可処分を取り消した上、主文第2項において、保管検察官は、閲覧請求人に対し、犯罪捜査報告書(ただし、最終搬入先の所有者名、場所を除いた部分)につき、閲覧させなければならないとし、主文第3項において、その余の準抗告申立てを棄却した。原決定が原々処分を取り消して新たに閲覧を認めた部分は、要するに、木くずの移動経路に関する情報部分(取扱業者名、土地所有者名を含む全情報部分)、木くずの最終搬入先の都道府縣市町村名までの情報部分である(以下「本件閲覧許可部分」という。)

(判旨)

本件閲覧許可部分のうち、別紙の除外部分(個人名、木くずの移動経路及び搬入先に関する市町村名以下の住所・名称、船舶名、車両番号、市町村の地方公共団体名)については、これらが閲覧されると木くずの取扱業者、移動経路、搬入先の土地所有者等が特定され、これにより風評被害、回復し難い経済的損害等が発生し、関係人の名誉又は生活の平穩を著しく害することとなるおそれが認められる。また、本件は、被告人が、放射性物質を含有する木くずを福島県内から全国各地に投棄して拡散する中で、滋賀県内の河川管理用通路上に敷きならして放置したというものであるが、木くずの移動経路、搬入先については、市町村名の閲覧まで認めなくても、裁判の公正を担保するに十分と考えられる。

以上によれば、本件閲覧許可部分のうち、別紙の除外部分の限度では、法4条2項5号の閲覧制限事由に該当するとした保管検察官の判断は正当であるから原判断には、同号の解釈適用を誤った違法があるのであって、原決定の主文第2項を取り消した上、一部を認容し、その余を棄却し、その余の本件抗告を棄却する。

(22) 最二決平成27年12月14日 最高裁HP

平成26年(あ)第1483号 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律違反被告事件(上告棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/545/085545_hanrei.pdf

(要旨)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律32条1項にいう「代理人」に当たるとされた事例

(事案)

被告人は、A社の代表取締役Bからの委任を受け、A社が営むバイオガス製造事業(以下「本件事業」という。)に関し、A社の国に対する補助金交付申請に係る業務を代理し、不正の手段により、環境省が所管する補助金(1億1069万2000円)の交付を受けさせた点で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「本法」という。)29条1項違反の罪で起訴され、第1審判決は本法29条1項違反の犯罪事実を認定した。

これに対し、弁護人は、いわゆる両罰規定の「代理人」には、対向的に委任を受けた代理人は含まれないから、A社から独立した立場でその業務を行ったにすぎない被告人は、同法の「代理人」には当たらないとして、上告した。

(判旨)

本法32条1項において、行為者がした違反行為について過失が推定され、事業主が処罰されるのは、事業主と行為者との間に、事業主が行為者の違反行為を防止できるような統制監督関係があることが前提とされる。

本法が補助金に係る予算の執行・補助金の交付の決定の適正化を図るという目的実現のため、補助事業の遂行に関する善管注意義務、報告義務等を課すとともに、一部の義務違反行為に対して罰則を設けるなど、重い義務を課していることを踏まえると、前記の統制監督関係の有無は、事業主から行為者に与えられた権限の性質・内容、行為者の業務履行状況、事業主の関与状況その他の事情を総合して判断すべきである。

本件において、A社は、補助金事業の実施主体として、前記善管注意義務等を本来的に負うべき立場にあった。被告人は、A社の代表取締役Bから、補助金の申請から交付に至る一連の手續における各種書類の作成・提出、環境省との折衝(実績報告書の作成・提出も)等を一括して委任されており、その委任を遂行し、その遂行状況をBに報告し、提出書類には原則としてBの押印を受けていた。そのため、Bは補助金に関する手續の進捗状況を把握しており、かつ、バイオ

ガス製造設備のうち一部の設置が完了していないことも認識していた。

よって、被告人は、A社の統制監督を現に受け、又は受けるべき関係の下でA社の業務を代理したといえ、被告人が本法32条1項にいう「代理人」に当たるとした第1審判決を是認した原判断は相当であるから、上告を棄却する。

(23)大阪地決平成25年10月15日 判例タイムズ1418号370頁

平成25年(む)第3307号 証拠開示命令請求事件(請求棄却,確定)

検察官が被告人の取調べ状況を録音・録画したDVDを添付した捜査報告書数通を類型証拠として開示するに当たり、「本被告事件についての弁護活動が終了した際には、謄写に係るDVDのデータを消去しなければならない。」との条件を付したことに對し、弁護人は、当該条件は不必要かつ不相当であると主張し、これを付さない開示を求めるとの証拠開示命令を申し立てた。

本決定は、データ証拠の条件を付さなかった場合の弊害を踏まえてその必要性を検討したうえ(本件では、被害者の性的関係を含む関係者の高度のプライバシーに関する供述が含まれていることが容易に想定される等の検討もされている)、弁護活動に及ぼす影響等とも比較衡量して、データ証拠の条件を付した検察官の開示を是認し、請求を棄却した。

【公法】

(24)最二判平成27年7月17日 判例タイムズ1418号77頁

平成25年(行ヒ)第166号 所得税更正処分取消等,所得税通知処分取消請求事件(一部破棄自判,一部破棄差戻)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/219/085219_hanrei.pdf

米国デラウェア州の法律に基づいて設立されたリミテッド・パートナーシップ(LPS)が行う賃貸事業に係る投資事業に出資した投資家らが、当該賃貸事業により生じた所得が同人らの不動産所得(所得税法26条1項)に該当するとして、その所得の金額の計算上生じた損失の金額を同人らの他の所得の金額から控除して所得税の申告又は更正の請求をしたところ、所轄税務署長からそのような損益通算をすることはできないとして、それぞれ所得税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分又は更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けたことから、上記各処分の取り消しを求めた事案で、本件LPSが実施した事業の損益がLPSそのものに帰属するか、その構成員に帰属するかが問題となり、その前提として、本件LPSが日本の租税法上の法人に当たるかが問題となった。

この点、本判決では、州LPS法の定めの内容等を検討した上で、本件LPSが自ら法律行為の当事者となることができ、かつ、その法律効果が本件LPSに帰属するものということが出来るから、権利義務の帰属主体であると認められ、そうすると、本件LPSは、所得税法2条1項7号等に定める外国法人に該当するものというべきであるなどとして、本件出資者らは、本件LPSが行う事業による所得の金額の計算上生じた損失の金額を各自の所得の金額から控除することはできないとし、原告らの請求について棄却等の判断がなされた。

(25)最二判平成27年7月17日 判例タイムズ1418号86頁

平成26年(行ヒ)第190号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認等請求事件(破棄差戻)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/218/085218_hanrei.pdf

堺市の住民が、登記簿の表題部の所有者欄に「大字西」などと記載されている土地につき、平成18年度から同20年度までについて当時の市長が固定資産税等の賦課徴収を怠ったため、消滅時効の完成により堺市に損害が生じたと主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、堺市長を相手に、消滅時効が消滅するまでの期間において堺市長であった者等に対し、本件固定資産税等相当額の損害賠償請求をすること等を求める住民訴訟を提起した。

原審は、当該土地についてその所在する地区の住民により組織されている自治会又は町会がその実質的な所有者と評価できるなどとして、地方税法343条2項後段の類推適用により上記自治会又は町会が当該土地の固定資産税の納税義務者に当たると認定したが、最高裁は、原審の判断について固定資産税の賦課期日における所有権の帰属を確定しておらず、地方税法343条2項後段の解釈適用を誤っているとして原審を破棄し、住民の主張する法343条4項の適用の有無等についても更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻した。

【社会法】

(26)東京地判平成25年9月12日 判例タイムズ1418号207頁

平成23年(ワ)第12298号 地位確認等請求事件(請求棄却,控訴(後控訴棄却))

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/973/084973_hanrei.pdf

被告(財団法人)との間で力士所属契約を締結した原告(力士)が、被告がした懲戒処分としての解雇を無効であると主張し、被告に対し、原告の番附階級が大関であることの確認及び未払賃金等の支払いを求めるなどした事案にお

いて、本判決は、本件解雇処分事由(原告が大関の地位にあるにもかかわらず、多数回にわたり野球賭博を行ったこと、被告理事会等の事情聴取において、について虚偽の申告を行ったこと、自らに対する野球賭博に関連する恐喝事件の現場において、暴力団関係者と疑われる者と協議を行ったこと)がいずれも認められると判断し、その非違行為としての重大性に加えて、大関という地位にあった原告の立場、被告に及ぼした結果及び社会的影響の大きさに照らせば、原告には被告における懲戒処分歴がないこと、その他本件に顕れたすべての事情を考慮しても、被告が原告に対し、被告寄附行為施行細則93条が規定する懲戒処分とし本件解雇をしたことは相当であると判断した。

【紹介済判例】

東京高判平成25年5月28日 判例タイムズ1418号165頁
平成24年(ウ)第946号 強盗殺人、死体遺棄被告事件(破棄自判, 上告)
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/730/083730_hanrei.pdf
法務速報154号16番で紹介済

知財高判平成25年9月30日 判例タイムズ1418号147頁
平成25年(ネ)第10027号 著作権侵害差止等請求控訴事件(一部変更, 上告, 上告受理申立)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/628/083628_hanrei.pdf
法務速報160号12番で紹介済

東京地決平成25年10月9日 判例タイムズ1418号274頁
平成25年(ヲ)第3324号 差押禁止債権範囲変更申立事件(認容, 確定)
法務速報158号8番で紹介済

最二決平成27年3月24日 判例時報2272号143頁
平成26年(シ)第567号 再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=84992
法務速報168号14番で紹介済

最三決平成27年5月18日 判例タイムズ1418号105頁
平成27年(シ)第149号 弁護士に対する出頭在廷命令に従わないことに対する過料決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/108/085108_hanrei.pdf
法務速報169号20番で紹介済

最三判平成27年5月19日 金法2033号78頁
平成26年(許)第36号 手数料還付申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/112/085112_hanrei.pdf
法務速報169号25番で紹介済

最二判平成27年6月12日 判例時報2273号62頁
平成24年(行ヒ)第408号 所得税更正処分取消等請求事件(一部破棄自判, 一部棄却)
法務速報170号21番で紹介済

知財高判平成27年6月24日 判例時報2274号103頁
平成26年(行ケ)第10206号 審決取消請求事件(棄却)
法務速報171番11号で紹介済

最三判平成27年9月15日 判例タイムズ1418号96頁
平成25年(受)第1989号 不当利得返還請求事件(一部破棄自判, 一部上告棄却)
判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/318/085318_hanrei.pdf
法務速報173号10番で紹介済

最三決平成27年9月15日 判例タイムズ1418号101頁

平成27年(あ)第177号組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件(上告棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/320/085320_hanrei.pdf

法務速報173号14番で紹介済

最二判平成27年9月18日 判例タイムズ1418号92頁

平成25年(受)第843号 不当利得返還請求事件(上告棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/327/085327_hanrei.pdf

法務速報173号1番で紹介済

2.平成28年(2016年)1月21日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 190 1

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

・・・一般職の国家公務員の給与改定に伴い,国会議員の秘書の給与の額を改定することを定めた法律。

・閣法 190 1

地方交付税法の一部を改正する法律案

・・・平成25年度の当初予算・補正予算で地方交付税の総額に加算し,東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成26年度に繰り越した震災復興特別交付税のうち,同年度の決算で不用となった金額を減額すること等を定めた法律。

・閣法 190 2

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

・・・人事院勧告に鑑み,一般職の国家公務員について,俸給月額,初任給調整手当及び勤勉手当の額の改定,職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度の対象の拡大等を定めた法律。

・閣法 190 3

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

・・・一般職の国家公務員の給与改定に伴い,特別職の職員の給与の額を改定することを定めた法律。

・閣法 190 4

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

・・・一般の政府職員の給与改定に伴い,裁判官の報酬月額を改定することを定めた法律。

・閣法 190 5

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

・・・一般の政府職員の給与改定に伴い,検察官の俸給月額を改定することを定めた法律。

・閣法 190 6

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

・・・一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定することを定めた法律。

3.1月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

本橋美智子 著 学陽書房 400頁 4,104円

新版 要約 離婚判例171

赤沼康弘/池田恵利子/松井秀樹 編集代表 民事法研究会 432頁 4,644円

Q&A成年後見実務全書 第3巻 法定後見

松川正毅 編 日本加除出版 284頁 3,024円

成年後見における意思の探求と日常の事務 事例にみる問題点と対応策

宝印刷 総合ディスクロージャー&IR研究所 編 商事法務 344頁 3,888円

株主総会招集通知作成の実務Q&A

塚本英巨/内田修平/高木弘明 著 商事法務 224頁 3,024円

改正会社法下における実務のポイント

4.1月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

公益財団法人トラスト未来フォーラム編/田中和明/田村直史 著 日本加除出版 360頁 3,024円
信託の理論と実務入門

現代金融取引研究会 編/峯崎二郎 監修 民事法研究会 751頁 7,776円
金融取引法実務大系

小川英郎 著 旬報社 220頁 2,376円
労働法実務解説2 賃金

鴨田哲郎 著 旬報社 166頁 2,376円
労働法実務解説11 ユニオンへの加入・結成と活用

河野順一 著 清文社 254頁 2,376円
労働基準法では届かない!
民法・刑法・憲法と就業規則で解決する労務トラブル50

林 仲宣 他著 税務経理協会 240頁 2,592円
実務のための貸倒損失判例・裁決例集

TMI総合法律事務所編 青林書院 652頁 7,236円
最新青林法律相談4 IT・インターネットの法律相談

5. 発刊書籍<解説>

「Q&A成年後見実務全書 第3巻 法定後見 」

成年後見について,医療,虐待,年金や生活保護,相続・遺言,住居の確保,信託,税務などの諸問題について解説されており,成年後見実務を担当する際に参考になる本である。

「最新青林法律相談4 IT・インターネットの法律相談」

掲示板,ブログ,SNS等の法律問題,インターネット上における著作権侵害,音楽映像配信サービスの問題,オンラインゲームと資金決済法,電子書籍と著作権,スマートフォン,タブレット端末を利用した情報の取得,ネットオークションでの違法な物品の売買,利用者と表示責任,インターネット広告とアフィリエイトサイト,クラウド事業者による第三者に対する情報の開示義務など,現代社会で問題となりうる事柄について幅広く解説された本である。これらについての基礎知識や立法,判例などを踏まえた実務上の留意点などが解説されており,同種事案を担当する際に参考になる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。